

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率（%）	再就職の役員の数	備考
令和8年度 吉野川上流出張所管内管理施設等維持監理業務 徳島河川国道事務所 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	令和8年4月1日	クリエイティブ協会・徳島技術支援組合・フジみらい設計共同体 福岡町3-11-22		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	102,608,000	102,520,000	99.91		
令和8年度 銅山川環境改善外検討業務 吉野川ダム統合管理事務所 令和8年4月23日から令和9年3月19日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長 笠井 博之 徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	令和8年4月1日	(株)四電技術コンサルタント 香川県高松市牟礼町牟礼1007-3	1470001000158	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	19,602,000	19,580,000	99.89		
令和8年度 山島坂ダム本体施工検討外業務 山島坂ダム工事事務所 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 山島坂ダム工事事務所長 藤本 智宏 愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	令和8年4月22日	独立行政法人水資源機構 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	6030005001745	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	45,430,000	45,320,000	99.76		
令和8年度 佐賀大方向路外事業監理業務 中村河川国道事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 柳川 克一 高知県四万十市右山2033-14	令和8年4月8日	四国クリエイティブ協会・八千代エンジニアリング設計共同体 福岡町3-11-22		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	285,010,000	285,010,000	100.00		
令和8年度 長安ロダム管理総合評価検討業務 那賀川河川事務所 令和8年4月21日から令和9年2月26日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 那賀川河川事務所長 清水 敦司 徳島県阿南市領家町室ノ内390	令和8年4月20日	(株)建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1	7010001042703	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	24,970,000	24,970,000	100.00		
令和8年度 肱川陸上昆虫類外環境調査業務 大洲河川国道事務所 令和8年4月24日から令和9年3月23日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 須田 泰造 愛媛県大洲市中村210	令和8年4月23日	(株)四電技術コンサルタント 香川県高松市牟礼町牟礼1007-3	1470001000158	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	34,991,000	34,980,000	99.97		
令和8年度 山島坂ダム事業監理業務 山島坂ダム工事事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 山島坂ダム工事事務所長 藤本 智宏 愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	令和8年4月8日	(一社)四国クリエイティブ協会 香川県高松市福岡町3-11-22	6470005001172	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	138,149,000	138,050,000	99.93		
令和8年度 徳島管内道路事業評価分析業務 徳島河川国道事務所 令和8年4月24日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	令和8年4月23日	(株)長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4	5010001050435	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	39,138,000	39,138,000	100.00		
令和8-9年度 四国管内橋梁診断(その2)業務 四国技術事務所 令和8年4月25日から令和10年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国技術事務所長 山本 卓男 香川県高松市牟礼町牟礼1545	令和8年4月24日	(株)荒谷建設コンサルタント 広島県広島市中区江波西1-25-5	3240001000641	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	186,615,000	186,615,000	100.00		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率（%）	再就職の役員の数	備考
令和8年度 徳島管内渋滞対策検討業務 徳島河川国道事務所 令和8年4月25日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	令和8年4月24日	八千代エンジニアリング (株) 東京都台東区浅草橋5-20-8	2011101037696	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	45,991,000	45,991,000	100.00		
令和8-9年度 四国管内橋梁診断（その1）業務 四国技術事務所 令和8年4月24日から令和10年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国技術事務所長 山本 卓男 香川県高松市牟礼町牟礼1545	令和8年4月27日	(一財)橋梁調査会 東京都文京区音羽2-10-2	4010005007424	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	325,061,000	325,050,000	100.00		
令和8年度 新技術活用促進検討外業務 四国技術事務所 令和8年4月24日から令和9年3月19日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国技術事務所長 山本 卓男 香川県高松市牟礼町牟礼1545	令和8年4月23日	大日本グイコンサルタント (株) 東京都千代田区神田練堀町300	8013301006938	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	44,946,000	44,946,000	100.00		
令和8年度 重信川水系環境整備検討業務 松山河川国道事務所 令和8年4月23日から令和9年2月26日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所長 靄島 洋伸 愛媛県松山市土居田町797-2	令和8年4月22日	(株)四電技術コンサルタント 香川県高松市牟礼町牟礼1007-3	1470001000158	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	24,530,000	24,530,000	100.00		
令和8年度 愛媛県内渋滞対策検討業務 松山河川国道事務所 令和8年4月18日から令和9年3月19日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所長 靄島 洋伸 愛媛県松山市土居田町797-2	令和8年4月17日	中央コンサルタンツ(株) 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-1	9180001026134	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	25,982,000	25,982,000	100.00		
令和8年度 阿南安芸自動車評価資料作成業務 徳島河川国道事務所 令和8年4月28日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	令和8年4月27日	(株)長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4	5010001050435	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	64,339,000	64,339,000	100.00		
令和8年度 四国横断道阿南徳島東事業監理業務 徳島河川国道事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	令和8年4月8日	四国クリエイト協会・エイト 日本技術開発設計共同体 福岡町3-11-22		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	150,161,000	150,161,000	100.00		
令和8年度 松山管内CIM設計等業務 松山河川国道事務所 令和8年4月23日から令和9年3月19日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 靄島 洋伸 愛媛県松山市土居田町797-2	令和8年4月22日	(株)建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1	7010001042703	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	33,990,000	33,990,000	100.00		
令和8年度 吉野川下流外河川管理施設監理検討業務 徳島河川国道事務所 令和8年4月28日から令和9年3月24日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	令和8年4月27日	パシフィックコンサルタンツ (株) 東京都千代田区神田錦町3-22	8013401001509	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	23,969,000	23,969,000	100.00		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率（%）	再就職の役員の数	備考
令和8年度 松山地区交通結節点検討業務 松山河川国道事務所 令和8年4月24日から令和9年3月19日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所長 配島 洋伸 愛媛県松山市土居田町797-2	令和8年4月23日	長大・日本総合研究所設計共同体 三番町7-13-13		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	43,923,000	43,923,000	100.00		
令和8年度 野村ダム堰堤改良事業監理業務 肱川ダム統括管理事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 肱川ダム統括管理事務所長 原田 隆史 愛媛県西予市野村町野村8-153-1	令和8年4月8日	四国クリエイティブ協会・西松建設設計共同体 福岡町3-11-22		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	78,771,000	78,650,000	99.85		
令和8年度 高松環状道路環境影響調査業務 香川河川国道事務所 令和8年4月25日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 木下 賢祐 香川県高松市福岡町4-26-32	令和8年4月24日	(株) オリエンタルコンサルタンツ 東京都渋谷区本町3-12-1	4011001005165	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	61,919,000	61,820,000	99.84		
令和8年度 高松環状道路設計外業務 香川河川国道事務所 令和8年4月29日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 木下 賢祐 香川県高松市福岡町4-26-32	令和8年4月28日	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3-22	8013401001509	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	29,018,000	28,996,000	99.92		
令和8年度 香川管内交通円滑化検討業務 香川河川国道事務所 令和8年4月28日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 木下 賢祐 香川県高松市福岡町4-26-32	令和8年4月27日	(株) 建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1	7010001042703	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	17,996,000	17,996,000	100.00		
令和8年度 土器川治水計画検討業務 香川河川国道事務所 令和8年4月24日から令和9年3月26日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 木下 賢祐 香川県高松市福岡町4-26-32	令和8年4月23日	(株) 東京建設コンサルタント 東京都豊島区北大塚1-15-6	6013301007970	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	39,985,000	39,985,000	100.00		
令和8年度 桑野道路・福井道路・徳島南環状道路事業監理業務 徳島河川国道事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	令和8年4月8日	四国クリエイティブ協会・第一コンサルタンツ設計共同体 福岡町3-11-22		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	164,208,000	164,208,000	100.00		
令和8年度 香川管内災害対策検討業務 香川河川国道事務所 令和8年4月25日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 木下 賢祐 香川県高松市福岡町4-26-32	令和8年4月24日	日本工営(株) 東京都千代田区麹町5-4	2010001016851	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	25,960,000	25,960,000	100.00		
令和8年度 渡川水系河川改修事業監理業務 中村河川国道事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 柳川 克一 高知県四万十市右山2033-14	令和8年4月8日	(一社) 四国クリエイティブ協会 香川県高松市福岡町3-11-22	6470005001172	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	64,317,000	64,240,000	99.88		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率（%）	再就職の役員の数	備考
令和8～9年度 高知河川管理施設監理検討業務 高知河川国道事務所 令和8年5月1日から令和9年5月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 渡邊 国広 高知県高知市六泉寺町9 6-7	令和8年4月30日	四国クリエイティブ協会・第一コンサルタンツ設計共同体 福岡町3-1 1-2 2		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	42,900,000	42,900,000	100.00		
令和8年度 松山道路管理事業監理業務 松山河川国道事務所 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所長 肥島 洋伸 愛媛県松山市土居田町7 9 7-2	令和8年4月1日	(一社) 四国クリエイティブ協会 香川県高松市福岡町3-1 1-2 2	6470005001172	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	74,184,000	74,140,000	99.94		
令和8年度 四国山地砂防事業監理業務 四国山地砂防事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国山地砂防事務所長 平澤 良輔 徳島県三好市井川町西井川6 8-1	令和8年4月8日	(一社) 四国クリエイティブ協会 香川県高松市福岡町3-1 1-2 2	6470005001172	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	136,202,000	136,180,000	99.98		
令和8年度 四国山地地域防災力向上手法検討業務 四国山地砂防事務所 令和8年4月24日から令和9年3月19日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国山地砂防事務所長 平澤 良輔 徳島県三好市井川町西井川6 8-1	令和8年4月23日	(一財) 砂防フロンティア整備推進機構 東京都千代田区平河町2-7-4	3010005018579	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	36,256,000	36,256,000	100.00		
令和8年度 四国山地土砂災害誘因降雨特性評価検討業務 四国山地砂防事務所 令和8年4月24日から令和8年12月18日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国山地砂防事務所長 平澤 良輔 徳島県三好市井川町西井川6 8-1	令和8年4月23日	ニュージエック・気象工学研究所設計共同体 北区本庄東 2-3-2 0		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	29,491,000	29,491,000	100.00		
令和8年度 那賀川流域生態系ネットワーク検討業務 那賀川河川事務所 令和8年4月25日から令和8年12月28日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 那賀川河川事務所長 清水 敦司 徳島県阿南市領家町室ノ内3 9 0	令和8年4月24日	(公財) 日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-3 0-2 0	6013305001887	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	15,994,000	15,994,000	100.00		
令和8年度 徳島河川事業監理支援業務 徳島河川国道事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之 徳島県徳島市上吉野町3 丁目 3 5	令和8年4月8日	四国クリエイティブ協会・フジみらい設計共同体 福岡町3-1 1-2 2		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	108,669,000	108,570,000	99.91		
令和8年度 海部野根道路事業監理業務 徳島河川国道事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之 徳島県徳島市上吉野町3 丁目 3 5	令和8年4月8日	四国クリエイティブ協会・第一コンサルタンツ設計共同体 福岡町3-1 1-2 2		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	194,491,000	194,491,000	100.00		
令和8年度 宿毛内海道路事業監理業務 大洲河川国道事務所 令和8年4月8日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 須田 泰造 愛媛県大洲市中村2 1 0	令和8年4月8日	四国クリエイティブ協会・建設技術研究所設計共同体 福岡町3-1 1-2 2		本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	182,446,000	182,380,000	99.96		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率（%）	再就職の役員の数	備考
令和8年度 流出予測システム構築検討外業務 吉野川ダム統合管理事務所 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長 笠井 博之 徳島県三好市池田町西山谷尻4 2 3 5 - 1	令和8年4月1日	(株) 建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3 - 2 1 - 1	7010001042703	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	18,436,000	18,436,000	100.00		
令和8年度 野村ダム施設改良総合評価業務 肱川ダム統合管理事務所 令和8年4月22日から令和9年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所長 原田 隆史 愛媛県西予市野村町野村8 - 1 5 3 - 1	令和8年4月21日	(一財) ダム技術センター 東京都台東区池之端2 - 9 - 7 池之端日殖ビル2階	1010505001763	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	20,009,000	19,998,000	99.95		
令和8年度 福井道路新野トンネル工事 徳島県阿南市新野町東山 令和8年4月1日から令和8年12月25日まで 一般土木工事	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 奥田 晃久 香川県高松市サンポート3番33号	令和8年4月1日	前田建設工業(株) 東京都千代田区富士見2 - 1 0 - 2	4010001008789	一般国道55号福井道路の一部を構成する(仮称)新野トンネルについては、その全長(314m)を施工するものとし、令和4年度に「令和4-6年度 福井道路新野トンネル工事」(以下、「既契約工事」という。)として契約をし、施工中である。 トンネル掘削を進めていたところ、トンネル鏡面及び天端付近において強風化により土砂化した地山が出現し、鏡面および天端部の崩落が発生した。トンネル掘削の安全性を確保するための対策工を検討した結果、天端・切羽の安定を目的とした「注入式フォアボーリング」、「注入式鏡ボルト」及び「注入式ロックボルト」の施工を行うこととした。またトンネル坑内での沈下や変位が確認されており、先行変位の抑制・地山の緩み防止を目的とした「長尺鋼管先受工(AGF)」、「長尺鏡ボルト」の追加を行うこととした。 これにより、トンネル掘削に要する日数が当初計画の1.7倍程度必要となり、掘削やインパートコンクリート及び覆工コンクリートの一部について契約期間内での施工完了が不可能となったものである。 当該トンネルは沈下や変位が発生したために、計測と抑制対策を施工しながら掘削を進めたものであり、インパートコンクリート及び覆工コンクリートの施工も、地山の沈下や変位を計測し、その収束が確認された段階での着手が必要となる。地山の沈下や変位収束までの動きなど当該トンネル特有の傾向や詳細については施工者しか知り得ない情報である。このことから、沈下・変位に対しての一貫した判断に基づき、インパートコンクリート及び覆工コンクリートを安全に施工できるのは、地山変位収束までの経緯を理解した既契約工事の施工者に限られる。 以上の理由より、本工事の契約相手方は既契約工事の契約者に限られることから、会計法第29条の3第4項及び政府調達に関する協定第13条1(b)iiiの規定により随意契約を行うものである。	816,497,000	800,800,000	98.08		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率（%）	再就職の役員の数	備考
<p>令和8～9年度 津島道路新内海トンネル工事 愛媛県南宇和郡愛南町柏 令和8年4月1日から令和9年10月29日まで 一般土木工事</p>	<p>支出負担行為担当官 四国地方整備局長 奥田 晃久 香川県高松市サンポート3番33号</p>	<p>令和8年4月1日</p>	<p>大成建設（株） 東京都新宿区西新宿1-2-5-1</p>	<p>4011101011880</p>	<p>国道56号 津島道路の一部を構成する（仮称）新内海トンネルについては、その全長(2,541m)を施工するものとし、令和2年度に「令和2～6年度 津島道路新内海トンネル工事」（以下、「既契約工事」という。）として契約をし、施工中である。 トンネル掘削を進めていたところ、掘削土から当初予期し得なかった自然由来の基準値を超える重金属等が検出され、地元調整、関係機関との協議および対策工の計画・整備に相当の時間を要する状況が生じた。さらにトンネル掘削を進めていたところ、突発湧水に加え、鏡面および天端付近に風化変質した脆弱な泥岩が出現し、天端部の崩落が発生した。 トンネル掘削の安全性を確保するための対策工を検討した結果、突発湧水に対しては、「水抜きボーリング」を追加し、天端・切羽には安全を目的とした「注入式フォアボーリング」、「長尺鋼管フォアパイリング」の施工を行うこととした。 これにより、トンネル掘削に要する日数が当初計画の1.3倍程度必要となり、掘削やインパルトコンクリート及び覆工コンクリートの一部について契約期間内での施工完了が不可能となったものである。 当該トンネルは突発湧水や崩落が発生したために、計測と抑制対策を施工しながら掘削を進めてきたものであり、インパルトコンクリート及び覆工コンクリートの施工も、地山の湧水や変位（崩落）を計測し、その収束が確認された段階での着手が必要となる。地山の湧水状況や変位収束までの動きなど当該トンネル特有の傾向や詳細については施工者しか知り得ない情報である。このことから、湧水・変位に対しての一貫した判断に基づき、インパルトコンクリート及び覆工コンクリートを安全に施工できるのは、地山の状況を理解した既契約工事の施工者に限られる。 以上の理由より、本工事の契約相手方は既契約工事の契約者に限られることから、会計法第29条の3第4項及び政府調達に関する協定第13条1(b)iiiの規定により随意契約を行うものである。</p>	<p>2,802,140,000</p>	<p>2,761,000,000</p>	<p>98.53</p>		
<p>令和8～9年度 横断道新居見トンネル工事 徳島県小松島市前原町弁財天 令和8年4月1日から令和9年12月27日まで 一般土木工事</p>	<p>支出負担行為担当官 四国地方整備局長 奥田 晃久 香川県高松市サンポート3番33号</p>	<p>令和8年4月1日</p>	<p>(株)安藤・間 東京都港区東新橋1-9-1</p>	<p>2010401051696</p>	<p>四国横断自動車道（阿南～徳島東）の一部を構成する（仮称）新居見トンネルについては、その全長(1,403m)を施工するものとし、令和3年度に「令和3～6年度 横断道新居見トンネル工事」（以下、「既契約工事」という。）として契約をし、施工中である。 トンネル掘削を進めていたところ、脆弱な泥質岩の地山が出現し、土圧がトンネルに作用したことで天端沈下や内空変位が確認された。トンネル掘削の安全性を確保するための対策工を検討した結果、内空断面確保と変位の進行抑制を目的として、吹付けコンクリートの一部を撤去し支保工側壁部を押し込み締め直し及び鋼管膨張型摩擦式ロックボルトによる増しボルトの追加を行うこととした。また支保工耐力が不足しているため、支保工パターンを変更（DⅠ→DⅡ）した。 これにより、トンネル掘削に要する日数が当初契約の1.4倍程度必要となり、掘削やインパルトコンクリート及び覆工コンクリートの一部について契約期間内での施工完了が不可能となったものである。 当該トンネルは沈下や変位が発生したために、計測と抑制対策を施工しながら掘削を進めてきたものであり、インパルトコンクリート及び覆工コンクリートの施工も、地山の沈下や変位を計測し、その収束が確認された段階での着手が必要となる。地山の沈下や変位収束までの動きなど当該トンネル特有の傾向や詳細については施工者しか知り得ない情報である。このことから、沈下・変位に対しての一貫した判断に基づき、インパルトコンクリート及び覆工コンクリートを安全に施工できるのは、地山変位収束までの経緯を理解した既契約工事の施工者に限られる。 以上の理由より、本工事の契約相手方は既契約工事の契約者に限られることから、会計法第29条の3第4項及び政府調達に関する協定第13条1(b)iiiの規定により随意契約を行うものである。</p>	<p>2,465,122,000</p>	<p>2,464,000,000</p>	<p>99.95</p>		